

# 令和8年度 ホテルリビエラししきい受水槽更新工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A- 01	特記仕様1	E- 01	電気設備工事特記仕様書	P- 01	機械設備工事特記仕様書
A- 02	特記仕様2	E- 02	配置図	P- 02	配置図
A- 03	配置図・付近見取り図	E- 03	電気設備 受水槽廻り詳細図(改修前)	P- 03	給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図(改修前)
A- 04	受水槽廻り詳細図(改修前)	E- 04	電気設備 受水槽廻り詳細図(改修後)	P- 04	給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図(改修後)
A- 05	受水槽廻り詳細図(改修後)				
A- 06	杭工事特記仕様書				
A- 07	受水槽杭伏図・受水槽基礎詳細図				
A- 08	目隠しフェンス詳細図				

<p>工事概要</p>					
<p>1. 工事名称</p>	<p>令和8年度 ホテルリビエラししくい受水槽更新工事</p>	<p>4. 建物面積</p>	<p>RC造 5階 地下1階 延床面積 4703.41m2</p>		
<p>2. 工事場所</p>	<p>徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原226番地1</p>				
<p>3. 工事種目</p>	<p>工事内容</p>	<p>5. 工事区分</p>	<p>建築工事、電気工事、管工事一式</p>		
	<p>RC撤去工事 受水槽基礎撤去工事 杭工事 受水槽基礎工事 目隠しフェンス設置工事</p>				

## 建築改修工事仕様書

<p>1章 一般共通事項</p> <p>1. 適用基準等</p>	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁審判部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。)</p> <p>③建築工事標準詳細図(令和4年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>質問回答書(2)から(5)に対するもの)</li> <li>補足説明書</li> <li>特記仕様書</li> <li>図面</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)等</li> </ol> <p>◎施工条件は次による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。</li> <li>本工事は施設を使用しながらの工事であるため、施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。</li> <li>本工事は施設を使用しながらの工事であるため、施設利用者が使用する通路付近については、仮設計画により工事の安全対策を講じること。</li> <li>その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議のうえ決定し、順次相互に日程の調整、確認を行なう。</li> <li>本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。</li> <li>工事の施工に当たっては交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。</li> </ul> </div> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成 13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。</p> <p>ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に適宜配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。〔義務付けられていない。])</li> <li>警備員は、延 30人(うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。</li> <li>警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等 の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事(当該下請</li></ul> <p>◎工事カルテの作成、登録</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>請負者は、請負金額が2,500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、登録 内容変更時は、変更あった日から10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、完成時は、工事完成後10日以内(ただし土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写し監督員に提出しなければならない。変更時登録 については、請負金額、工期、主任(監理)技術者、現場代理人の変更があった場合に登録を行うこと。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。契約変更等により請負金額が500万円以上2,500万円未満となった場合は、既登録 を削除し新たに500万円以2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時として登録すること。</li> <li>請負者は、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して、内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。契約変更等により請負金額が2,500万円以上となった場合は、既登録はそのままに、2,500万円以上工事として変更契約時の工事内容を変更時登録すること。契約変更により請負金額が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除すること。なお、請負金額が500万円未満であった工事が契約変更により500万円以上2,500万円未満になった場合においても、新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時登録すること。</li></ol> <p>◎暴力団等による不当介入の排除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者及び警察へ報告するものとする。</li> <li>受注者は、発注者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</li> <li>受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、「鳴門市工事請負契約約款」(以下「約款」という。)第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</li> <li>受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所管の警察署に提出しなければならない。</li> <li>受注者は、前項被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、受注者は、約款第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</li></ol>
<p>2. 工事関係図書</p>	<p>工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先するように努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。</p>

### 3. 安全衛生管理

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について(仮囲い等仮設材設置を含む)工事着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者はトラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和4年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

◎受注者は、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

◎工事現場には、工事構讓を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。

◎電気保安技術者は、次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

◎発生材の処理等は、次により適正に行う。

(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。

(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。

(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)

◎建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

### 5. 施工調査

◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。

◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。

◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。

(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。

(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁審判部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。

◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しなしか、発散が極めて少ないものとする。

(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しなしか、発散が極めて少ないものとする。

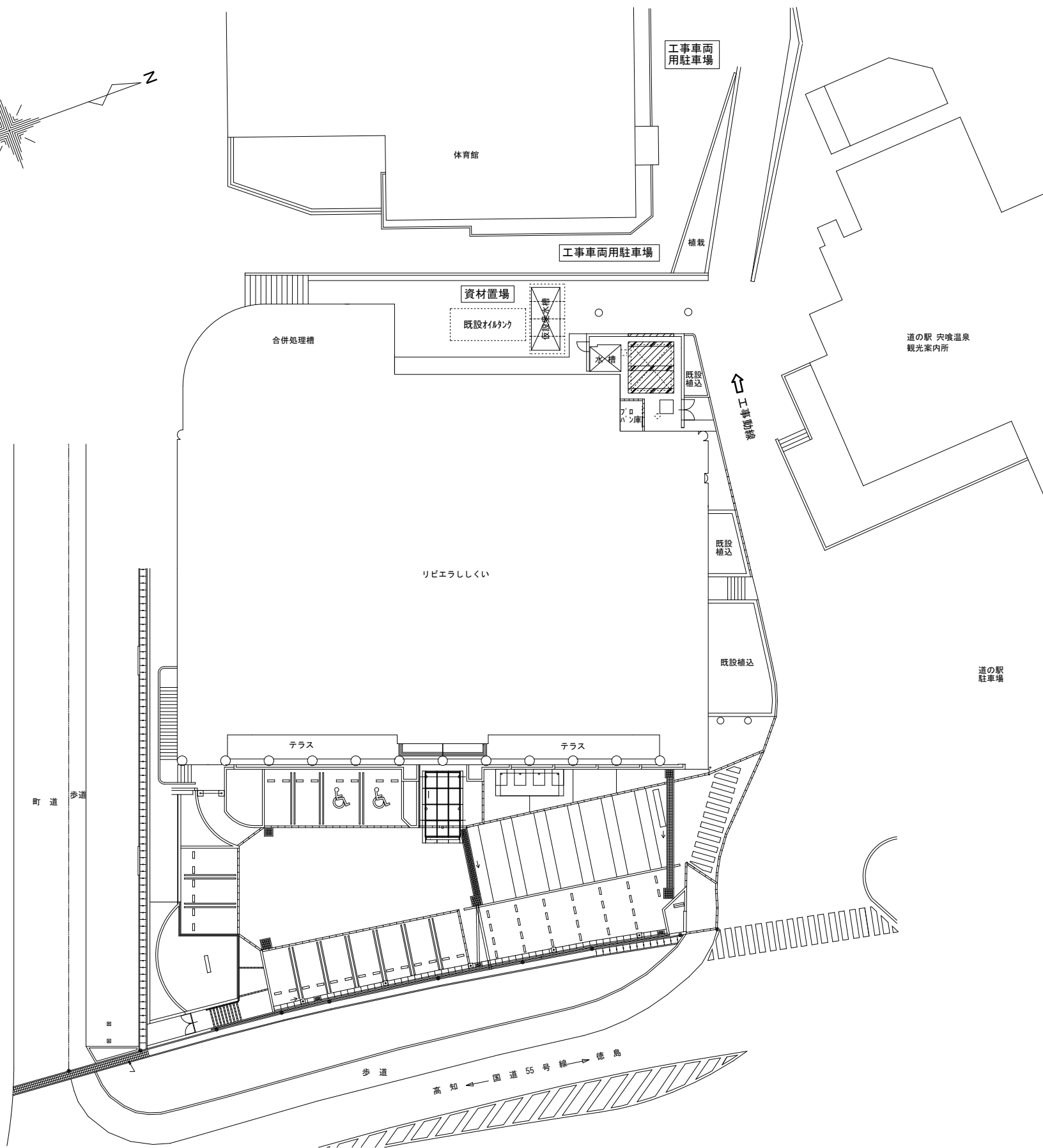
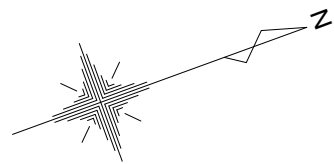
(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しなしか、発散が極めて少ないものとする。

(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しなしか、発散が極めて少ないものとする。


(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しなしか、発散が極めて少ないものとする。

T I T L E	D A T E	N O
令和8年度 ホテルリビエラししくい受水槽更新工事		A-01
N A M E	S C A L E	
特記仕様1		
株式会社 <b>川建設</b>	1級建築士登録第126265	川端壮一郎





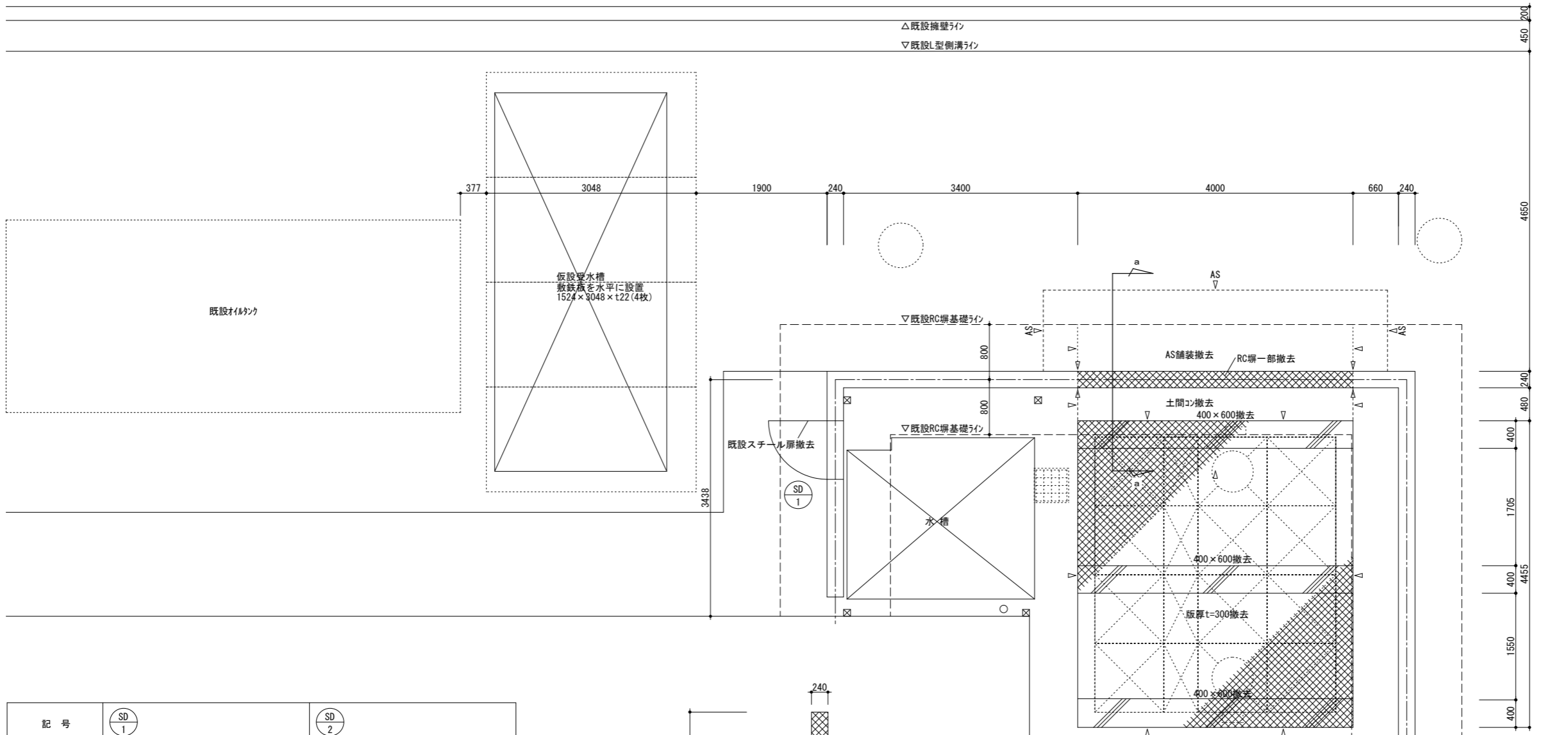
配置図 1/300

 は工事範囲を示す。

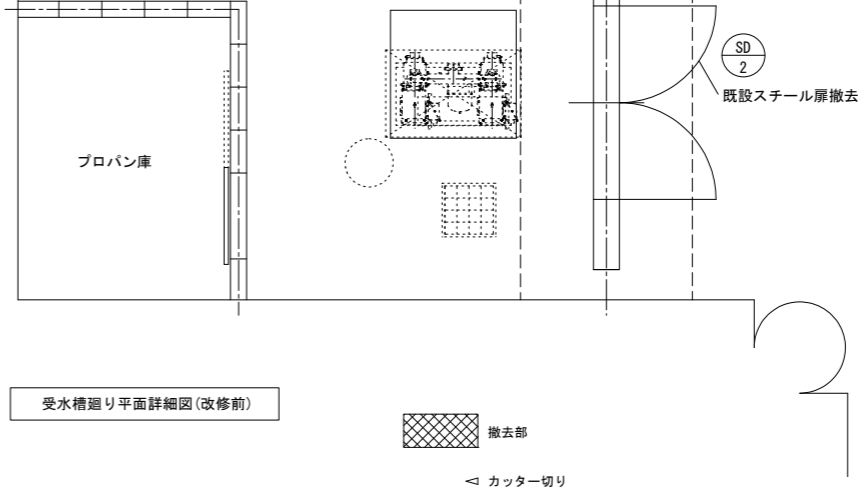
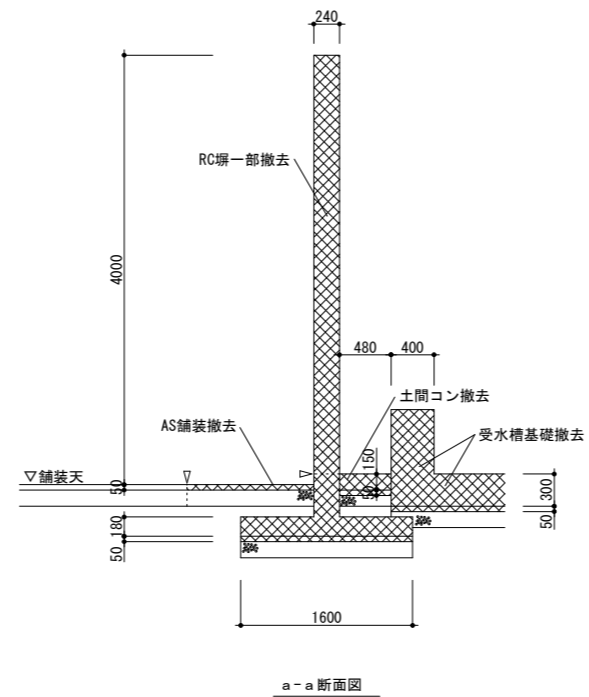


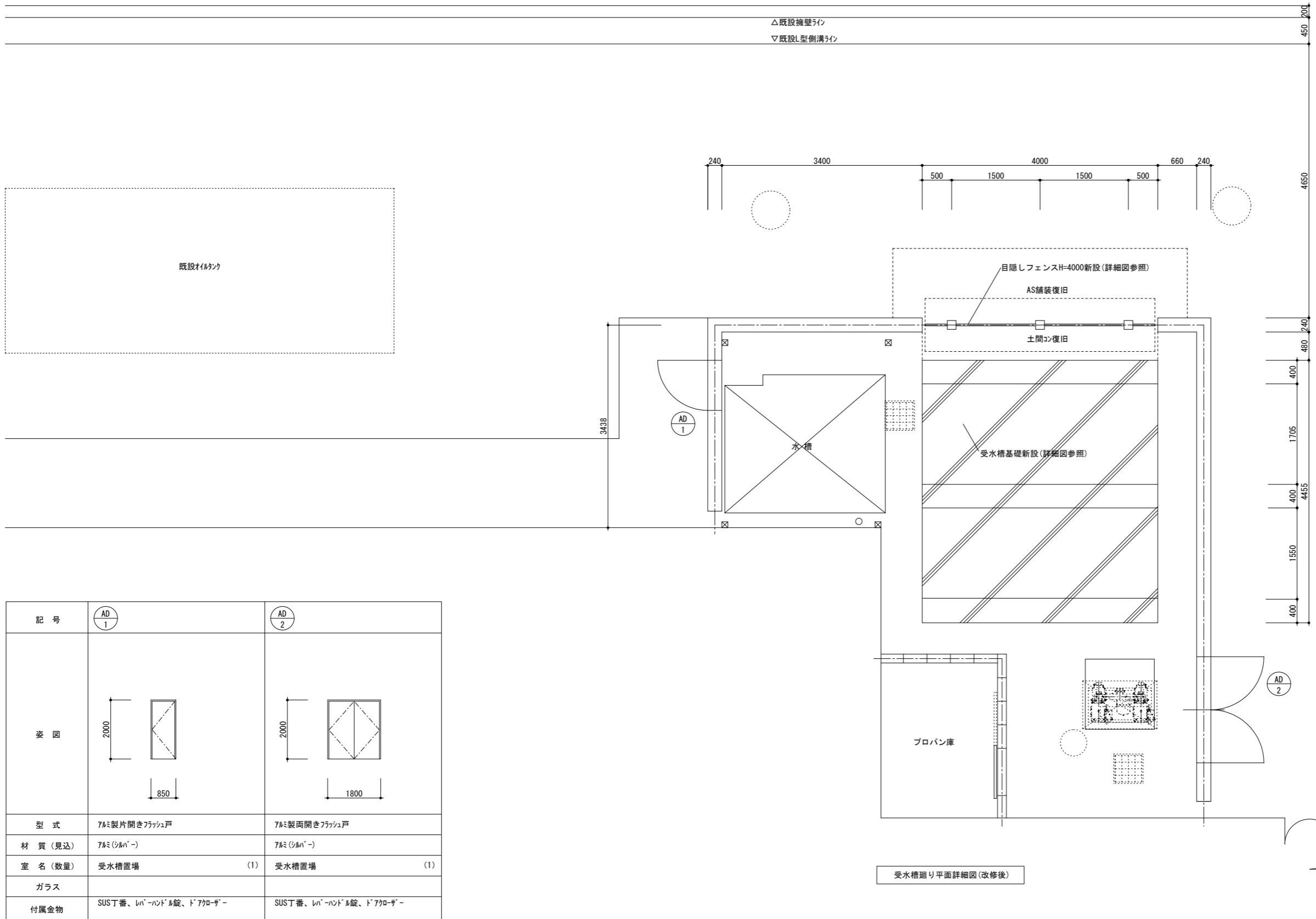
付近見取り図

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		A-03
NAME	SCALE	
配置図・付近見取り図	1/300	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



記号	SD 1	SD 2
姿図		
型式	片開きスチール戸	両開きスチール戸
材質(見込)	スチール SOP	スチール SOP
室名(数量)	受水槽置場 (1)	受水槽置場 (1)
ガラス		
付属金物	SUS丁番、SUS丸棒貫抜、南京錠	SUS丁番、SUS丸棒貫抜、南京錠
備考	撤去	撤去





記号	AD-1	AD-2
断面		
型式	7#ミ製片開きフラッシュ戸	7#ミ製両開きフラッシュ戸
材質(見込)	7#ミ(シルバー)	7#ミ(シルバー)
室名(数量)	受水槽置場 (1)	受水槽置場 (1)
ガラス		
付属金物	SUST番、レバーハンドル錠、ドアローザ-	SUST番、レバーハンドル錠、ドアローザ-
備考	7#ミ三方枠 見込70新設	7#ミ三方枠 見込70新設

受水槽廻り平面詳細図(改修後)

## 暁工法 特記仕様書【施工標準】

### 1. 施工管理方法

- ・工法の概要

暁工法は、鋼管の先端に螺旋状の羽根を取り付けた先端拡翼部を接合した鋼管を杭打機により回転させて地盤中に貫入させ、これを杭状地盤補強材として利用する技術である。

### 2. 地盤調査（スクリーウエイト貫入試験）

スクリーウエイト貫入試験は、建築物の四隅を含む 5 箇所以上で実施し、建築面積が200m<sup>2</sup>を超える場合は、超過面積200m<sup>2</sup>毎に2.5箇所（小数点箇所数となる場合は整数に切り上げ）以上のスクリーウエイト貫入試験を追加実施し、対象地盤の状況を把握する。調査深度は、想定される設計深度下部地盤についても地盤情報が把握できる範囲とする。また、建築面積が100m<sup>2</sup>に満たない小規模な工物に対しては2箇所以上、擁壁などの帯状基礎に対しては、延長10mごとに1箇所とする。なお、大型あるいは中型動的コーン貫入試験を実施した場合には調査箇所数に含むことができる。

### 3. 施工計画

敷地調査

- ①施工機械及び材料搬入車の搬入経路や道路状況の確認（交通状況、幅員、高さ制限、交通規制など）
- ②敷地形状、電線などの上空障害物、ガス管や水道管などの地中埋設物の確認。
- ③地中障害物があり、本工法の施工が困難となる場合は、施工前に掘削し撤去・移設等の処置を行う必要があることを事前に協議する。

### 4. 施工機械

本工法に使用する施工機械は、補強材径、補強材長、地盤条件、補強材の吊り込みなど回転貫入作業に支障がなく補強材を確実に施工することが出来るもので、搬入路、敷地などの条件を考慮し、最適な機種を選定を行う。施工機は、建柱車タイプやクローラタイプ、ラフター型機、バックホウタイプなども使用できるものとする。

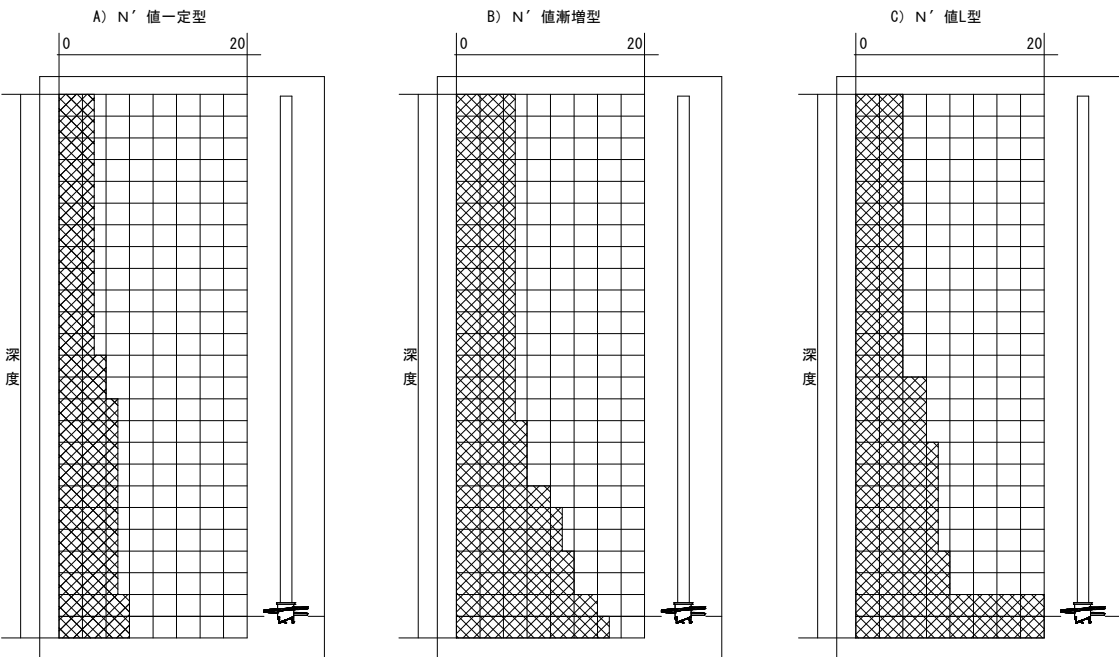
### 5. 試験施工

試験施工は、補強材の打ち止め管理値の確認のために行う。

まず、地盤調査結果から下記のN' 値の変化のパターンを確認し、試験補強材を施工する。

試験補強材は現場において最初に施工する補強材とし、原則として地盤調査位置近傍にて行うこととする。

本工法の打ち止めパターンは、設計される地盤の地層構成や、補強材支持地盤のN' 値の大きさなどにより、様々なパターンがある。本工法では打ち止め管理方法を3タイプに分けて管理する。



#### A) N' 値一定型の打ち止め管理方法

条件：N' 値が設計深度付近で変化が小さい場合。（設計深度付近のN' 値はおおむね7以下の地盤を対象）

ただし、補強材先端より3D<sub>w</sub>下の範囲内のN' 値が設計N' と同程度とする。

管理値の設定：打ち止め管理は深度管理とし、管理値は設計深度とする。

施工機械：原則として回転トルクを計測できる機械とする。トルク計を装備していない機械を使用する場合は、

最大トルクが補強材の短期ねじり強さを上回らない機械とする。

#### B) N' 値漸増型の打ち止め管理方法

条件：設計深度付近の設定N値が増加傾向にある場合。（設計深度付近のN' 値がおおむね7以上の地盤）

管理値の設定：打ち止め管理値は、試験補強材にて得られた設計深度における回転トルク値の80%以上とする。

施工機械：補強材を回転貫入する際に、回転トルク値を計測できる機械とする。

#### C) N' 値L型の打ち止め管理方法

条件：設計深度がN' 値L型の支持地盤内にある場合

打ち止め管理：設計深度付近において、回転トルクが明確な上昇傾向を示すことを確認し打ち止めとする。

施工機械：補強材を回転貫入する際に、回転トルク値を計測できる機械とする。

### 6. 本施工

本工法における本施工の手順

- ・補強材の建込み

補強材を吊り込み、施工機械を移動させ回転治具に装着させ、補強材芯にセットする。この時、補強材の鉛直性について、直角 2 方向から水平器または下げ振りなどを用いて、鉛直精度 1/100 以下が確保されていることを確認する。

- ・補強材の回転貫入

貫入初期は芯ずれが生じやすいので、逃げ芯をとり、スケール等を用いて芯ずれが管理値以内に収まっているか確認（貫入深度=1m～2m）を行う。回転貫入する際は、回転トルクが補強材本体のねじり強さを上回らないことを確認する。

- ・補強材の接続

溶接または機械式継手の施工が行えるように、下補強材を作業可能な位置まで埋設し、中補強材または上補強材を接続する。

継手の施工は溶接継手もしくは機械式継手（第三者の評価を受けたもの）とする。

なお本工法における溶接継手は、日本溶接協会規格 WES7601「基礎杭打設時における溶接作業標準」を基準とする。

HU590の継手を行う際は、その施工要領に応じた管理を行う事とする。

- ・埋設完了

打ち止め管理方法 A の場合、補強材長が設計深度まで到達したことを確認し打ち止めとする。

打ち止め管理方法 B の場合、設計深度付近において、回転トルクが増加傾向にある事を確認し、設計深度にて回転

トルクが管理回転トルク値以上出ている事を確認し打ち止めとする。

打ち止め管理方法 C の場合、設計深度付近において、回転トルク値が明確な上昇傾向を示すことを確認し打ち止めとする。

ただし、非常に堅固な地盤に貫入する場合は、長時間にわたる回転貫入は支持地盤を乱すとともに補強材が損傷する恐れがあるので、一回転あたりの貫入量が 10mm以下となった場合、打ち止めとする。上記各管理値を満たせない場合は、元請け事業者または設計者と協議し、その発生理由により地盤再調査や補強材打設位置の変更、補強材の再検討など適切な対応をとる。

- ・補強材頭部確認

補強材の打ち止め確認後、頭部の不要な鋼管を切断し、砂などの流入を防ぐために頭部キャップを設置し、補強材芯ずれおよび補強材頭部レベルを確認する。

- ・施工記録

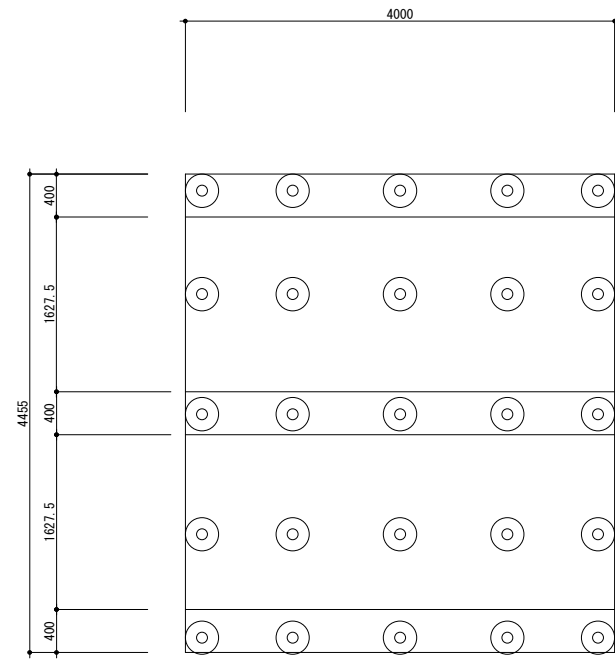
本工法の施工記録は、施工したすべての補強材について記録し、報告書を作成する。

### 7. 安全・公害対策

本工法の施工に際しては、労働安全衛生法、騒音・振動規制法、その他関係する法令・規則に従い、災害の防止および環境保全に努める。

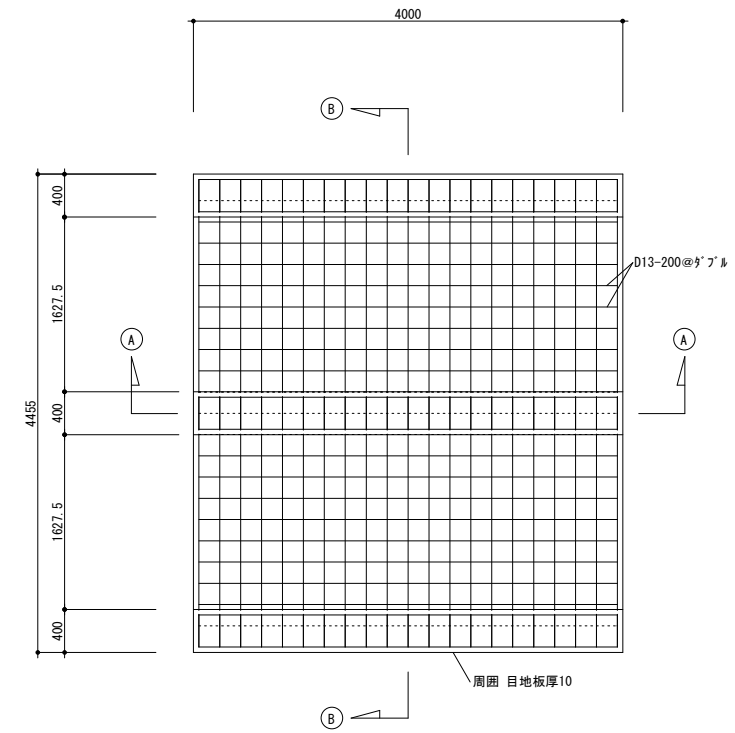
暁工法（アカツキコウホウ）		
性能証明番号	GBRC 性能証明	第19-28号
認定取得日	2020年3月30日	
性能証明番号	GBRC 性能証明	第19-28号 改2
認定更新日	2025年5月1日	
認定機関	一般財団法人	日本建築総合試験所
暁工法販売、製造メーカー		
株式会社	SGL	
本社	〒812-0013	
	福岡県福岡市博多区博多駅東1-16-8 ITビル7階	
TEL	: 092-260-9026	FAX : 092-260-9027

T I T L E	D A T E	N O
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		A-06
N A M E	S C A L E	
杭工事特記仕様書		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

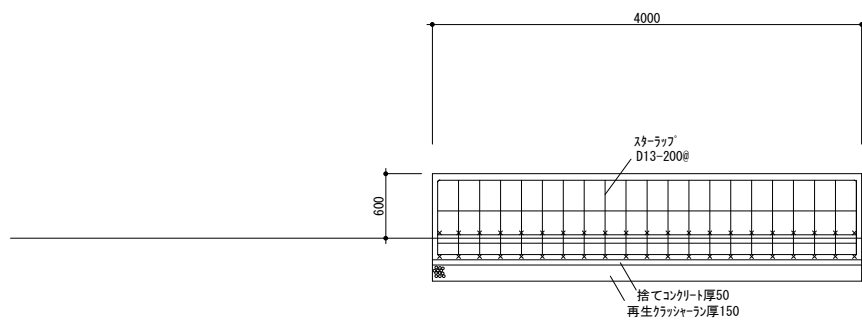


新設受水槽杭伏図 S=1/50

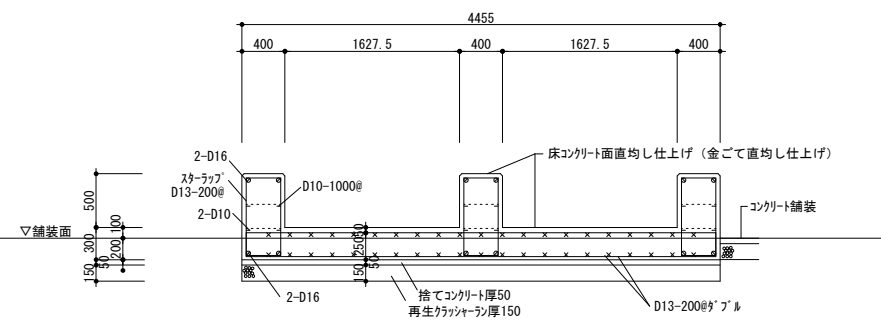
小口径鋼管杭工事（晩工法）  
 杭径φ101.6（STK490材）  
 ハネ径φ310  
 杭本数 25本  
 杭長 GL-4.50m



新設受水槽基礎詳細図 S=1/50

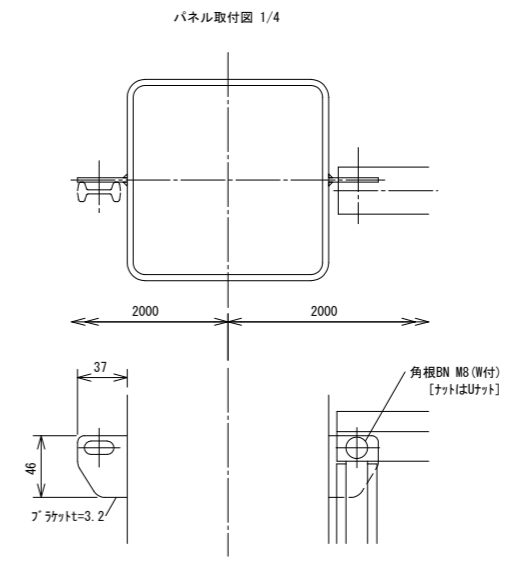
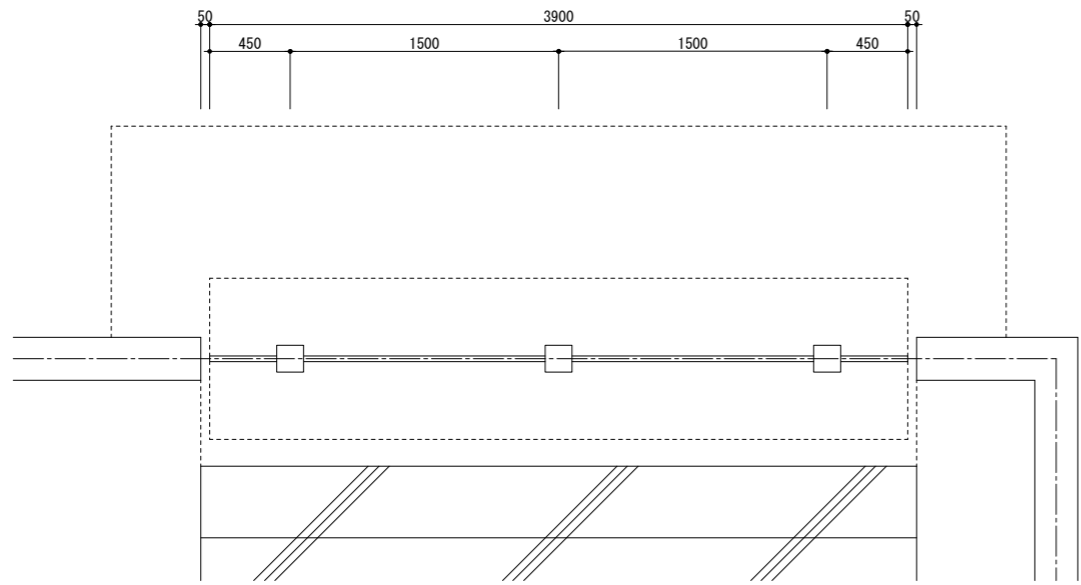


(A)-(A) 断面詳細図 S=1/50

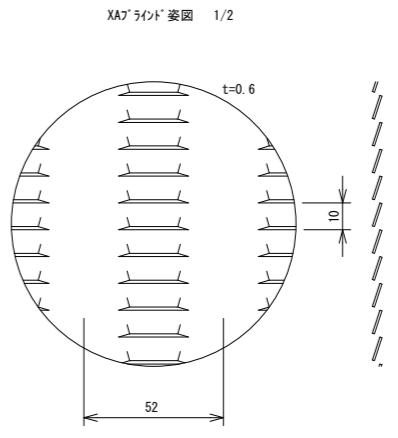
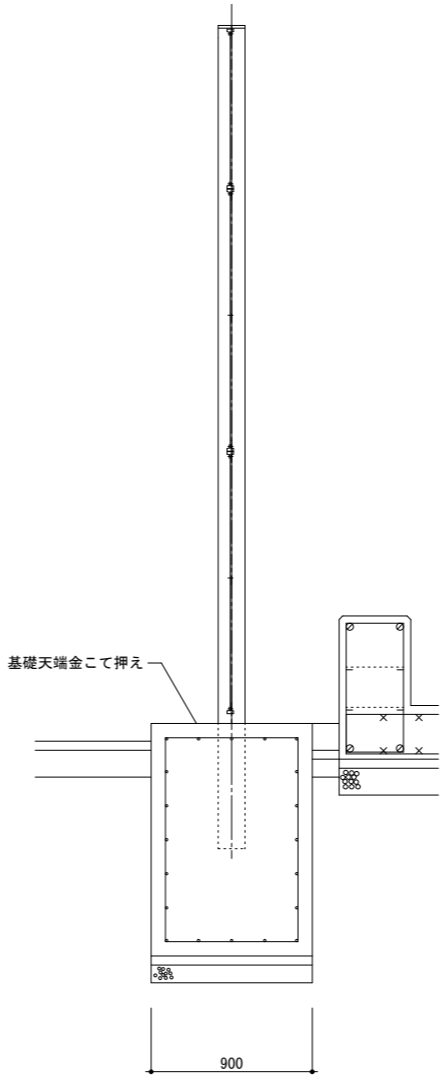
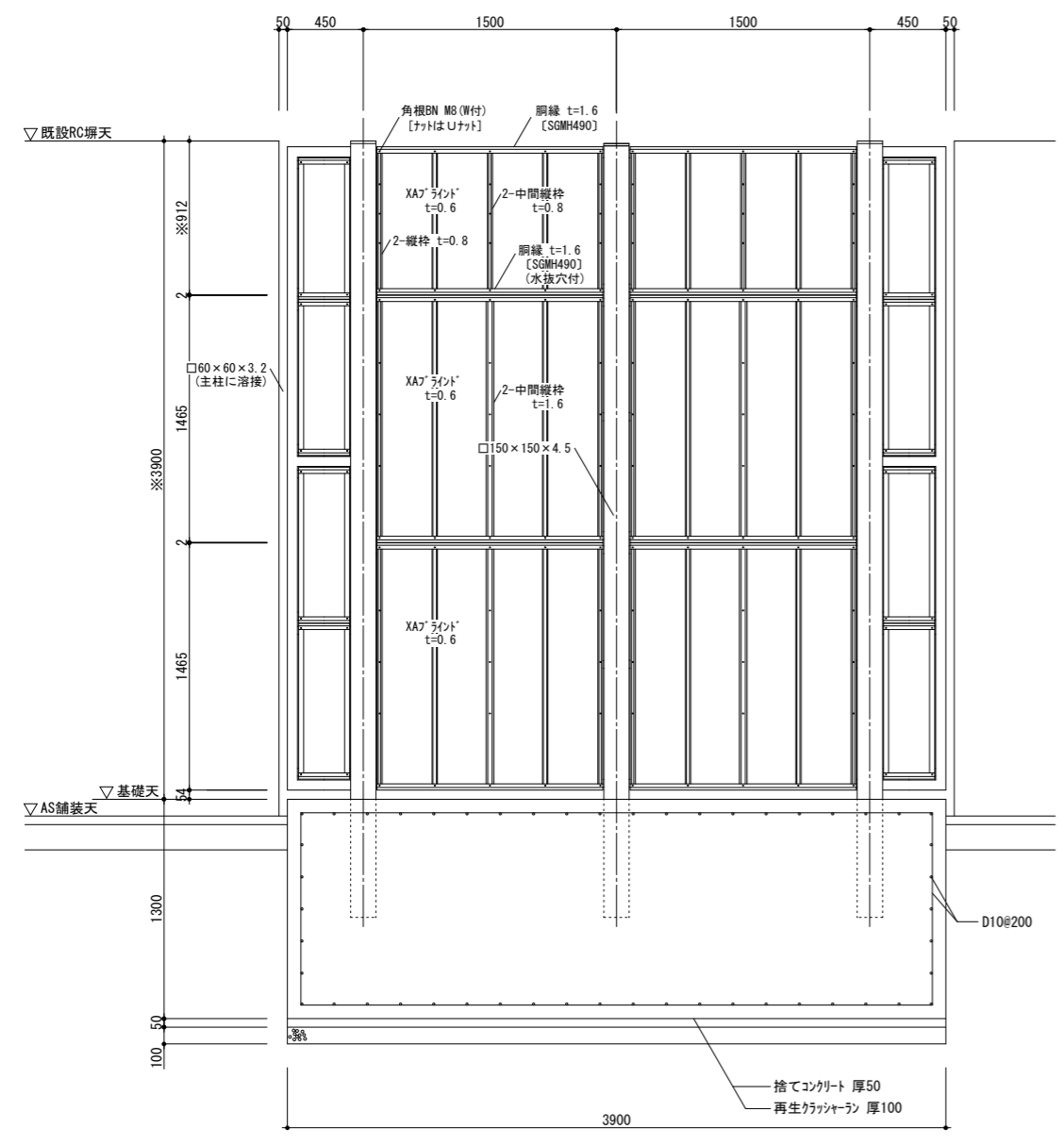


(B)-(B) 断面詳細図 S=1/50

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		A-07
NAME	SCALE	
受水槽杭伏図・受水槽基礎詳細図	1/50	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



目隠しフェンス H=4000-M<側壁取付> ※印寸法は既設RC塀の高さによること。  
 建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく風圧力に依る。  
 基準風速 38m/sec、地表面粗度区分Ⅲ GL+0m



設計条件  
 設計荷重・・・建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく風圧力に依る。  
 基準風速・・・38m/sec  
 地表面粗度区分・・・Ⅲ  
 基礎条件・・・長期許容地耐力 100kN/m2

備考  
 1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、主柱及び門柱は溶融亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とし、旋錠装置及び落しは溶融亜鉛めっきのみとする。  
 2. XAブラインドの目の向きは打合せに依り決定とする。

目隠しフェンス詳細図 1/30

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		A-08
NAME	SCALE	
受水槽廻り詳細図(改修後)	1/50	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

## III. 電気設備工事特記仕様書

### 1 章 一般共通事項

#### 1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
  - 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める　◎ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
  - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ・ 本工事　◎ 別途 ）
  - 本受電後引渡しまでの基本料金（ ・ 本工事　◎ 別途 ）
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

#### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業　・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系シート防水工事作業</li> <li>・ 塩化ビニル系シート防水工事作業　・ セメント系防水工事作業</li> <li>・ シーリング防水工事作業　・ 改質アスファルトシートローテ工法防水工事作業</li> <li>・ FRP防水工事作業</li></ul>
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金かわらぶき	・ 内外装板金作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 <p>サッシ施工</p> <p>ガラス施工</p>	・ 木製建具手加工作業　・ 木製建具機械加工作業　・ アルミ製室内建具製作作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ <p>施工</p> <p>表装</p>	・ プラスチック系床仕上げ工事作業　・ カーベット系床仕上げ工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 鋼製下地工事作業　・ ボード仕上げ工事作業</li></ul>
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

#### 3. 施工条件

施工条件は次による。
・関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
・工事対象施設は、来客が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
・施設内での行事（イベント等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
・資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
・施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。
・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

#### 4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

#### 5. 養生等

- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

#### 6. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 <p>高圧スイッチギヤ（GW形、PW形）</p>
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 <p>高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器</p>
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 <p>シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池</p>
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 <p>常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）</p>
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 <p>※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。</p>
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

#### 7. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

## 2 章 共通工事・関連工事

#### 1. 適用基準

- 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）及び同標準図（最新版）に基づき関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。

#### 2. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

  - 設計用水平地震力

機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

    - 設計用鉛直地震力

設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
  - 施設の種類、地域係数
    - 施設の種類　・ 特定の施設　◎ 一般の施設　　・ 地域係数（◎ 1.0　　・ 0.9）
  - 重要機器
    - 配電盤　　・ 防災用発電装置　　・ 直流電源装置　　・ 交流無停電源装置　　・ 交換機
    - 火災報知受信機　　・ 中央監視制御装置　　・ 構内情報通信網装置　　・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

#### 3. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
  - （ ・ ・ ・ ）
  - 試験方法　引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
  - 試験箇所数　1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

#### 4. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合には、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

#### 5. 仮設工事

- 工用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - 既存電力利用（◎ できる　・ できない）、電力料金（◎ 有償　・ 無償）
  - 既存水利用（◎ できる　・ できない）、水料金（◎ 有償　・ 無償）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - 同用地は、（◎ 図示の場所に　・ 用意していないので業者にて）設けること。
  - 同用地に対する借地借家料を（　　）円見込んでいる。
- 足場その他

足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する　◎ 関連工事が設置するものを無償で使用できる　）。

  - 外部足場（種類：　　、仕様：　　枚布、D=　　cm、シート仕様：　　）
  - ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
  - 内部足場（種類：　　、仕様：　　枚布、D=　　cm）

#### 6. その他共通事項

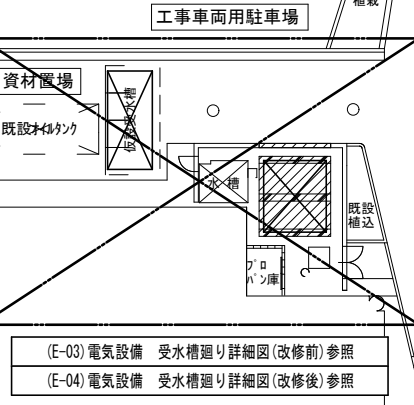
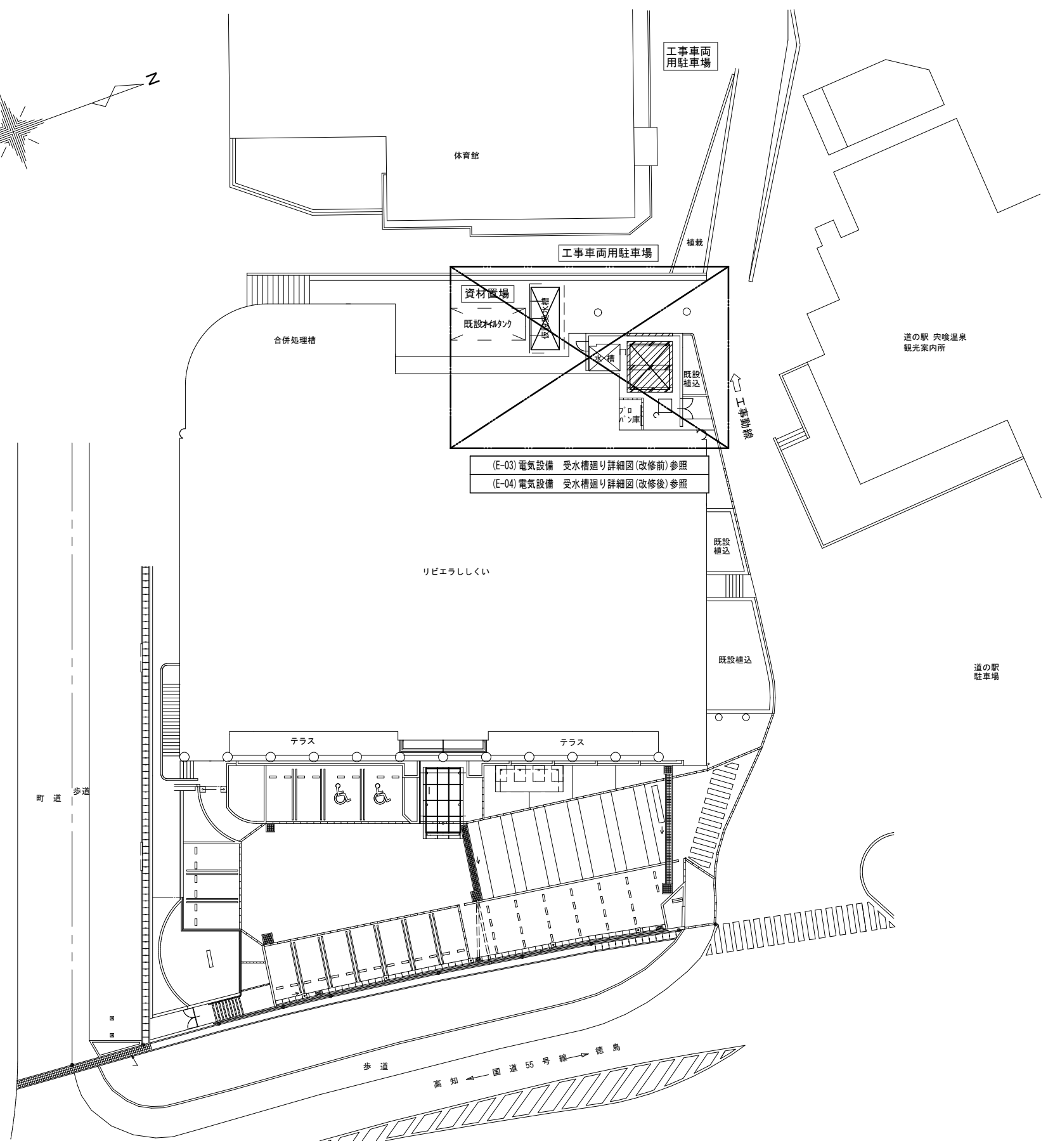
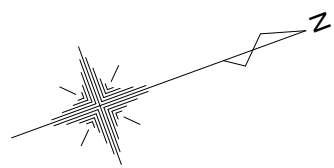
- 配管工事
  - 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
  - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
  - 屋外の金属製防水形プルボックスは、（◎ ステンレス製　・ 鋼板製）とし、（ ・ メラミン焼付塗装　・ 溶融亜鉛めっき　◎ 無塗装）とする。
  - 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- 配線工事
  - 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
- 塗装工事
  - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等　　・ ）
  - 屋内、屋外及びビツ内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- 配線器具
  - 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（ ・ 新金属製　　・ 樹脂製 ）とする。
- 支持金物等
  - 屋外及びビツ内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- 用途別表示
  - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
  - なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
  - カープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- その他
  - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
  - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
  - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
  - 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

## 3章 構内配電（通信）線路

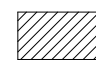
#### 1. 施工方法

- 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。

T I T L E	D A T E	N O
令和8年度 ホテルリビエラしくい受水槽更新工事		E-01
N A M E	S C A L E	
電気設備工事特記仕様書		—
株式会社 <b>川建設計</b>	1級建築士登録 第126265	<b>川端壮一郎</b>

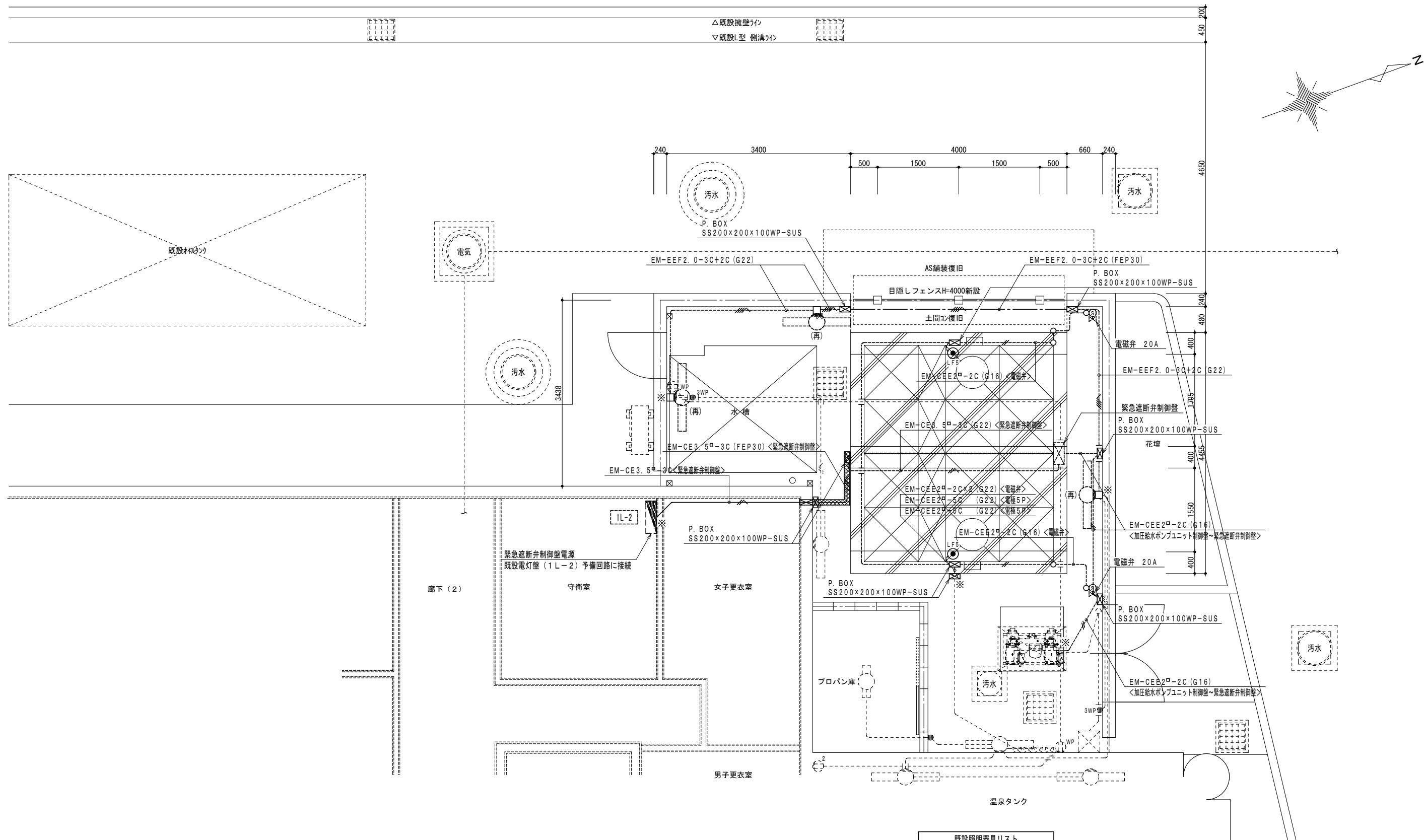


配置図 1/300

 は工事範囲を示す。

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		E-02
NAME	SCALE	
配置図	1/300	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎





電気設備 受水槽廻り詳細図(改修後)

◎特記  
 ・図示-----部分は既設そのまま再利用とする。  
 ・図示(再)印は既設器具再取付を示す。  
 ・図示※部は既設接続を示す。  
 ・作業用足場については建築足場を利用とする。  
 ・図示 [斜線] 部はコンクリート溝ハツリ、補修<本工事>を示す。  
 ・図示 [X] 部はコア穴明け補修<本工事>を示す。  
 ・壁貫通部の穴明けは必ず事前に鉄筋探査を行うこと。

既設照明器具リスト

受水槽置場	数	
露出形 (ブラケット) FL40W×1 (FBC-401)	2	既設そのまま再利用
露出形 (ブラケット) FL40W×1 (FBC-401)	3	再取付

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしずく受水槽更新工事		E-04
NAME	SCALE	
電気設備 受水槽廻り詳細図(改修後)		1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

## III. 機械設備工事特記仕様書

### 1 章 一般共通事項

#### 1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
  - ・ 家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める　◎ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
  - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ・ 本工事　◎ 別途 ）
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

#### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること、技能士は適用する工事中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業　・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 <ul style="list-style-type: none"><li>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系シート防水工事作業</li> <li>・ 塩化ビニル系シート防水工事作業　・ セメント系防水工事作業</li> <li>・ シーリング防水工事作業　・ 改質アスファルトシートー工法防水工事作業</li> <li>・ FRP防水工事作業</li></ul>
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金かわらぶき	・ 内外装板金作業 <ul style="list-style-type: none"><li>・ かわらぶき作業</li></ul>
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業　・ 木製建具機械加工作業　・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業　・ カーベット系床仕上げ工事作業
	表装	・ 鋼製下地工事作業　・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　・ 壁装作業
配管	配管	◎ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

#### 3. 施工条件

施工条件は次による。

- ・ 関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
- ・ 工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- ・ 工事対象施設は、来客が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- ・ 施設内での行事（イベント等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ・ 資機材の搬入・搬出経路については別図のとおりとする。なお、図示以外の経路を必要とする場合は、施設管理者に協議し承諾を得ること。
- ・ 施設内では、別図に示す作業員動線図に基づき移動し、工事区域外への立入りには十分注意すること。
- ・ 現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。

#### 4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

#### 5. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にしない補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

#### 6. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、  鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む）  鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、  鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、  無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、  吸収冷水機  吸収冷水水ユニット、  遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、  ファンコイルユニット（カセット形含む）  コンパクト形空気調和機、  パッケージ形空気調和機、  マルチパッケージ形空気調和機  ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、  自動巻取形エアフィルター、  電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、  全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、  斜流送風機、  軸流送風機、  消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、  水中モーターポンプ、  立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、  風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、  ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、  ボルト組立形）  密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、  不活性ガス消火システム、  泡消火システム  ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、  弁枳ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

#### 7. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

#### 8. 総合試運調整

- (1) 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2を参考にする。）
  - ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定　・ 室内気流及びじんあいの測定
  - ・ 飲料水の水质の測定　・ 雑用水の水质の測定　・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

## 2 章 共通工事・関連工事

#### 1. 適用基準

- (1) 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）及び同標準図（最新版）に基づき関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。

#### 2. 耐震施工

（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
  - ・ 設計用水平地震力
    - 機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
    - ・ 設計用鉛直地震力
      - 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
  - ・ 施設の種類、地域係数
    - ・ 施設の種類（ ・ 特定の施設　◎ 一般の施設）　・ 地域係数（◎ 1.0　・ 0.9）
  - ・ 重要機器
    - ◎ 給水機器（ 受水槽 ）　・ 排水機器（ ）　・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器
    - ・ 防災設備　・ 監視制御装置　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備　・

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

#### 3. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
  - （ ・ ・ ・ ）
  - ・ 試験方法　引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
  - ・ 試験箇所数　1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- (2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

#### 4. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

#### 5. 仮設工事

- (1) 工用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・ 既存電力利用（◎ できる　・ できない）、電力料金（◎ 有償　・ 無償）
  - ・ 既存水利用（◎ できる　・ できない）、水料金（◎ 有償　・ 無償）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・ 同用地は、（◎ 図示の場所に　・ 用意していないので業者にて ）設けること。
  - ・ 同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。
- (3) 足場その他
  - 足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する　◎ 関連工事が設置するものを無償で使用できる ）。
  - ・ 外部足場（種類：　、仕様：　 枚布、D=　 cm、シート仕様：　）
  - ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)の手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
  - ・ 内部足場（種類：　、仕様：　 枚布、D=　 cm）

#### 6. 配管工事

- (1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水（地中埋設（受水槽回り））	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
	○ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP

（注）表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (1) 図面に記載なき防振継手は、（◎ 合成ゴム製　・ ベローズ形 ）とする。
- (2) 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- (3) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- (4) 床下土中埋設配管にいても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- (5) 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図【機材2】）
  - ・ 排水管　標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
  - ・ 排水管以外　管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
- (6) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

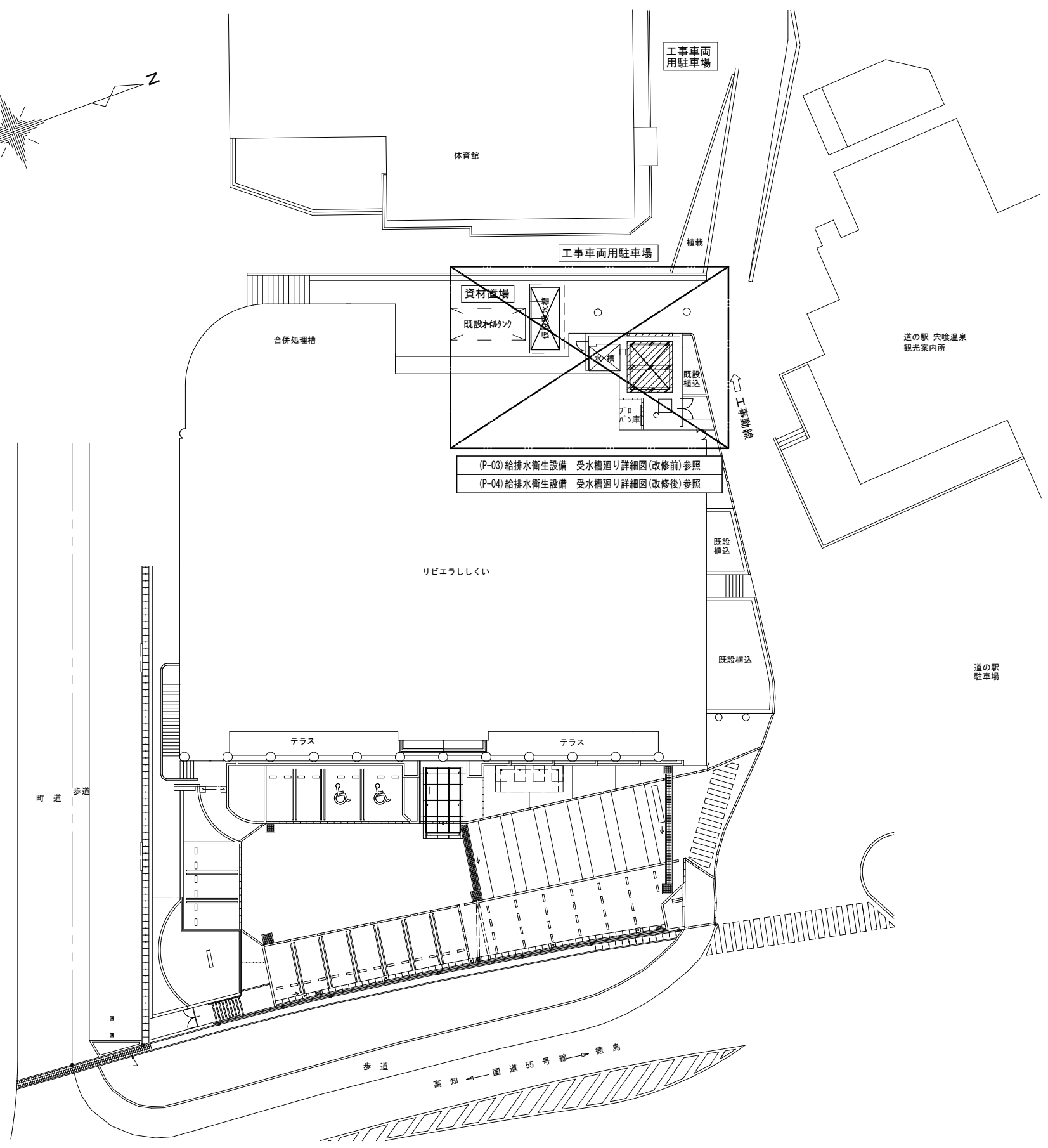
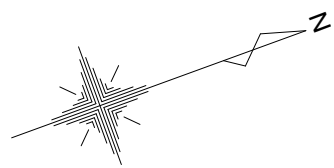
#### 7. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
  - ・ 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
  - ・ 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- (2) 塗装工事
  - ・ 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（ ・ ダクトスペース、パイプシャフト内　・ ）
  - ・ 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等　・ ）
  - ・ 屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
  - ・ 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

#### 8. その他共通事項

- (1) 支持金物等
  - ・ 屋外及びビッド内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (2) 用途等の表示
  - ・ 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
  - なお、屋外及び水気のある場所（弁枳内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
  - ・ 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

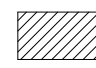
T I T L E	D A T E	N O
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		P-01
N A M E	S C A L E	
機械設備工事特記仕様書		—
株式会社 <b>川建設計</b>	1級建築士登録 第126265	<b>川端壮一郎</b>



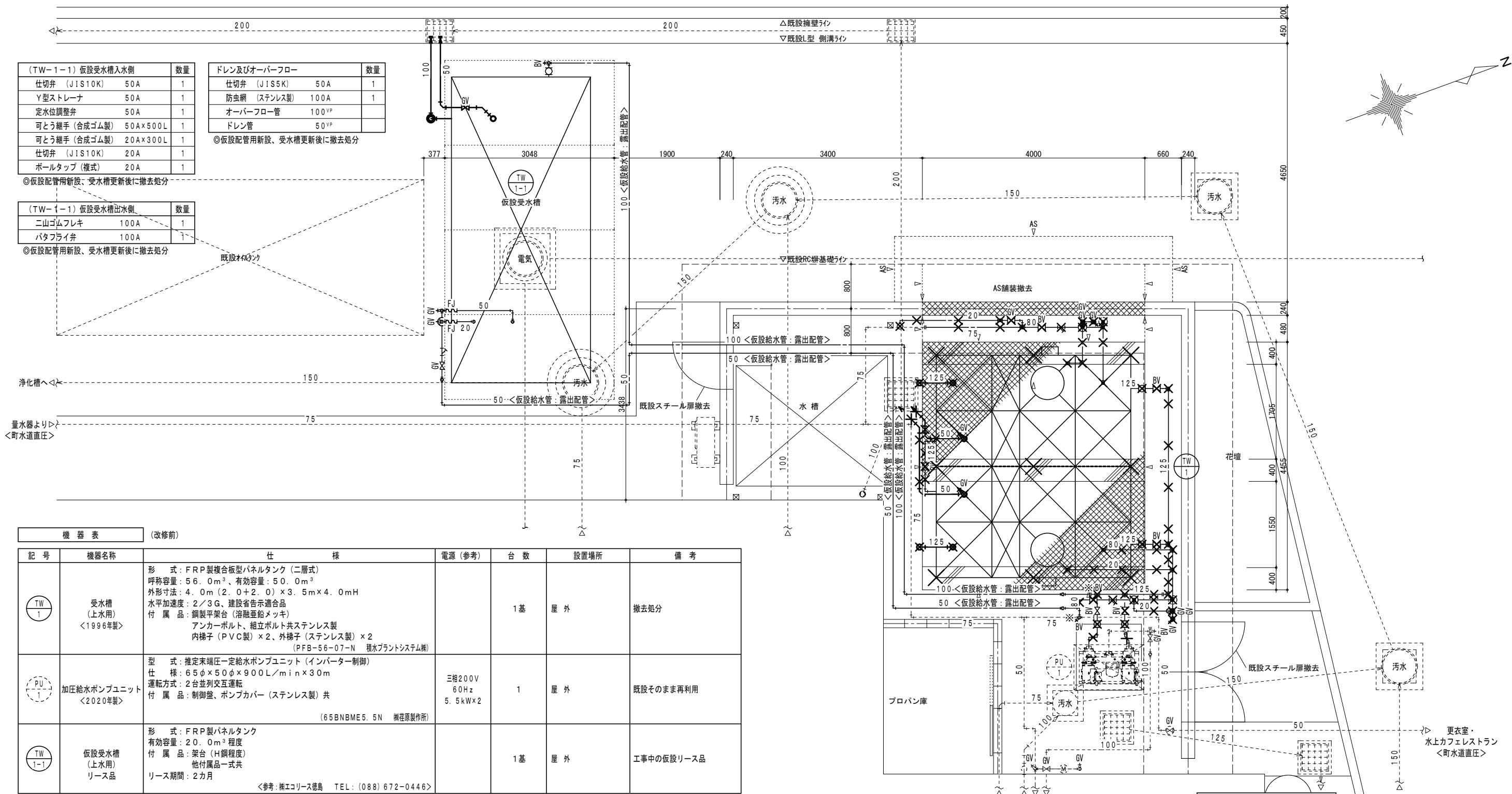
資材置場  
既設オゾンク

(P-03) 給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図 (改修前) 参照  
(P-04) 給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図 (改修後) 参照

配置図 1/300

 は工事範囲を示す。

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		P-02
NAME	SCALE	
配置図	1/300	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



(TW-1-1) 仮設受水槽入水側		数量
仕切弁 (JIS10K)	50A	1
Y型ストレーナ	50A	1
定水位調整弁	50A	1
可とう継手 (合成ゴム製)	50A×500L	1
可とう継手 (合成ゴム製)	20A×300L	1
仕切弁 (JIS10K)	20A	1
ボールタップ (複式)	20A	1

ドレン及びオーバーフロー		数量
仕切弁 (JIS5K)	50A	1
防虫網 (ステンレス製)	100A	1
オーバーフロー管	100VP	
ドレン管	50VP	

(TW-1-1) 仮設受水槽出水側		数量
ニ山ゴムフレキ	100A	1
パタフライ弁	100A	1

機器表 (改修前)						
記号	機器名称	仕様	電源 (参考)	台数	設置場所	備考
TW-1	受水槽 (上水用) <1996年製>	形式: FRP製複合板型パネルタンク (二層式) 呼称容量: 56.0m³、有効容量: 50.0m³ 外形寸法: 4.0m (2.0+2.0) × 3.5m × 4.0mH 水平加速度: 2/3G、建設省告示適合品 付属品: 鋼製平架台 (溶融亜鉛メッキ) アンカーボルト、組立ボルト共ステンレス製 内梯子 (PVC製) × 2、外梯子 (ステンレス製) × 2 (PFB-56-07-N 積水プラントシステム製)		1基	屋外	撤去処分
PU-1	加圧給水ポンプユニット <2020年製>	型式: 推定末端圧一定給水ポンプユニット (インバーター制御) 仕様: 65φ×50φ×900L/min×30m 運転方式: 2台並列交互運転 付属品: 制御盤、ポンプカバー (ステンレス製) 共 (65BNBME5.5N 株式会社原製作所)	三相200V 60Hz 5.5kW×2	1	屋外	既設そのまま再利用
TW-1-1	仮設受水槽 (上水用) リース品	形式: FRP製パネルタンク 有効容量: 20.0m³程度 付属品: 架台 (H鋼程度) 他付属品一式共 リース期間: 2カ月 <参考: 株式会社エコーリース TEL: (088) 672-0446>		1基	屋外	工事中の仮設リース品

(TW-1) 受水槽入水側		数量
パタフライ弁 (JIS10K)	80A	2
Y型ストレーナ	80A	2
定水位調整弁	80A	2
可とう継手 (合成ゴム製)	80A×500L	2
可とう継手 (合成ゴム製)	20A×300L	2
仕切弁 (JIS10K)	20A	6
電磁弁	20A	2
ボールタップ (複式)	20A	2

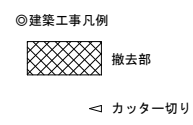
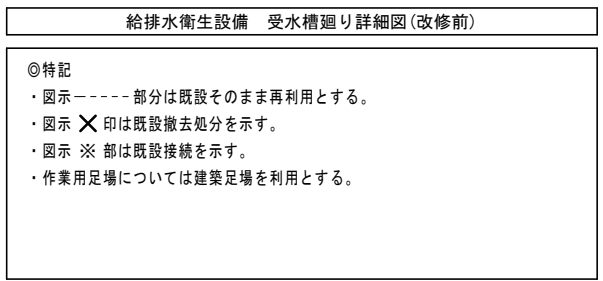
ドレン及びオーバーフロー		数量
仕切弁 (JIS5K)	50A	2
防虫網 (ステンレス製)	125A	2
オーバーフロー管	125VP	
ドレン管	50VP	

(PU-1) 加圧給水ポンプユニット吸込側		数量
パタフライ弁	65A	2
ニ山ゴムフレキ	65A	2

(PU-1) 加圧給水ポンプユニット吐込側		数量
パタフライ弁	100A	1
ニ山ゴムフレキ	100A	1
仕切弁 (JIS5K)	50A	1

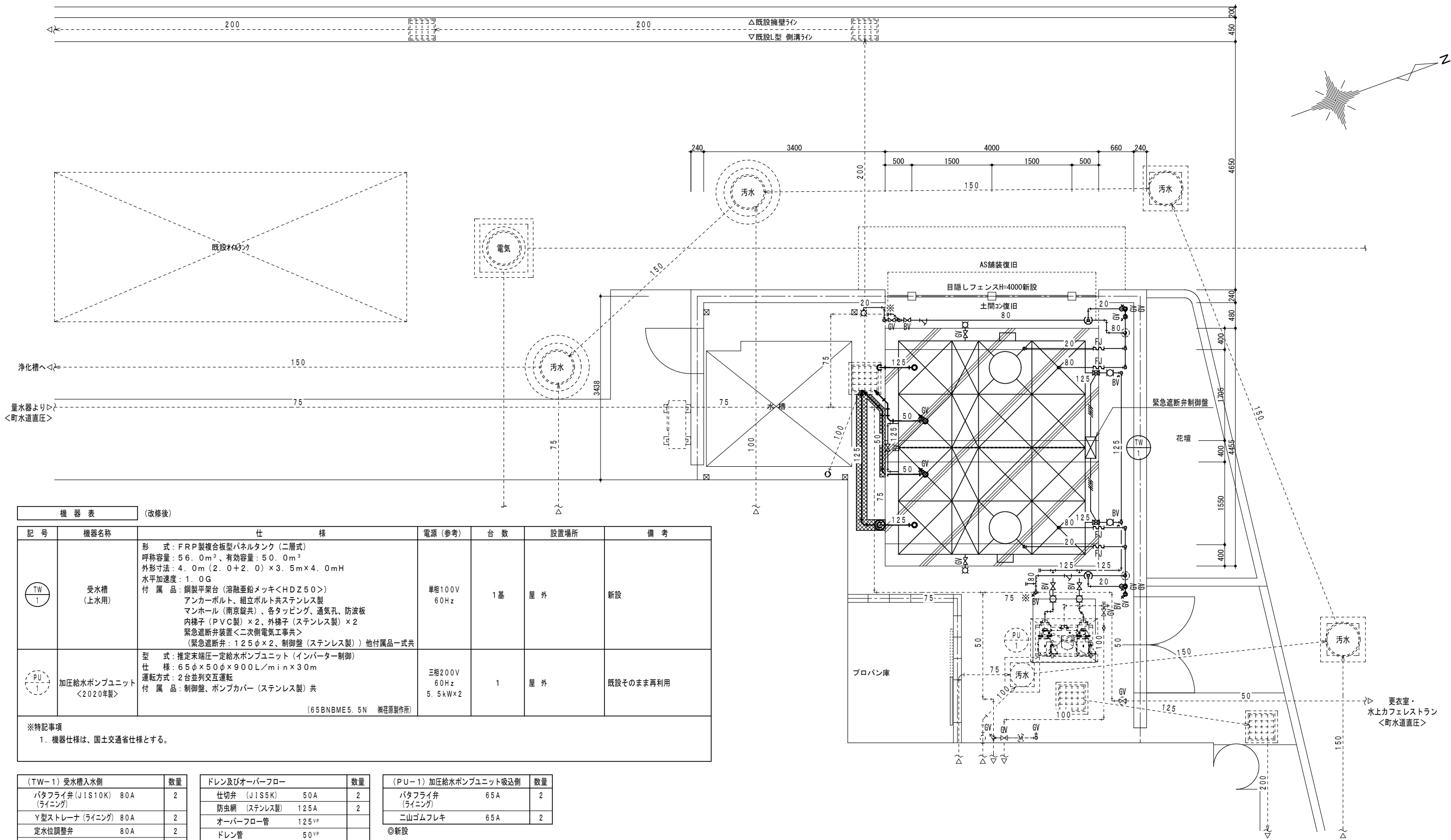
(TW-1) 受水槽出水側		数量
ニ山ゴムフレキ	125A	2
パタフライ弁	125A	2

受水槽置場		数
横水栓	T200SNR13C	1



配管材料 (参考)			
配管種別		配管材料	
給水管	地中埋設	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H1VP
	受水槽・給水ポンプ周り	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA (管端防食継手)
仮設給水管	一般配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA (管端防食継手)
	受水槽・給水ポンプ周り	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H1VP
屋外汚水・雑排水管	地中埋設	硬質塩化ビニル管	VP
屋外雨水管	地中埋設	遠心力鉄筋コンクリート管	HP
	地中埋設	硬質塩化ビニル管	VP

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしずくい受水槽更新工事		P-03
NAME	SCALE	
給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図 (改修前)	1/50	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



機器表 (改修後)						
記号	機器名称	仕様	電源(参考)	台数	設置場所	備考
TW 1	受水槽 (上水用)	形式: FRP製複合板型パネルタンク(二層式) 呼称容量: 56.0m <sup>3</sup> 、有効容量: 50.0m <sup>3</sup> 外形寸法: 4.0m(2.0+2.0)×3.5m×4.0mH 水平加速度: 1.0G 付属品: 鋼製平架台(溶融亜鉛メッキ<HDZ50>) アンカーボルト、組立ボルト共ステンレス製 マンホール(南京錠共)、各タッピング、通気孔、防波板 内梯子(PVC製)×2、外梯子(ステンレス製)×2 緊急遮断弁装置<二次側電気工事共> (緊急遮断弁: 125φ×2、制御盤(ステンレス製))他付属品一式共	単相100V 60Hz	1基	屋外	新設
PU 1	加圧給水ポンプユニット <2020年製>	型式: 推定末端圧一定給水ポンプユニット(インバーター制御) 仕様: 65φ×50φ×900L/min×30m 運転方式: 2台並列交互運転 付属品: 制御盤、ポンプカバー(ステンレス製)共  (65BNBME5.5N 株式会社 兼原製作所)	三相200V 60Hz 5.5kW×2	1	屋外	既設そのまま再利用
※特記事項 1. 機器仕様は、国土交通省仕様とする。						

(TW-1) 受水槽入水側		数量
バタフライ弁(JIS10K) 80A (ライニング)		2
Y型ストレーナ(ライニング) 80A		2
定水位調整弁 80A		2
可とう継手(合成ゴム製) 80A×500L		2
可とう継手(合成ゴム製) 20A×300L		2
仕切弁(JIS10K) 20A		6
電磁弁 20A		2
ボールタップ(様式) 20A		2

(TW-1) 受水槽出水側		数量
二山ゴムフレキ 125A		2
バタフライ弁(JIS10K) 125A (ライニング)		2

受水槽置場			数
横水柱	T200SNR13C		3
仕切弁(JIS10K) 20A			3

ドレン及びオーバーフロー		数量
仕切弁(JIS5K) 50A		2
防虫網(ステンレス製) 125A		2
オーバーフロー管 125VP		
ドレン管 50VP		

③新設		数量
連送管		
バタフライ弁(JIS10K) 125A (ライニング)		1
連送管(SUSラッキング共) 125 <sup>SGP-VA</sup>		

(PU-1) 加圧給水ポンプユニット吸込側		数量
バタフライ弁(ライニング)	65A	2
二山ゴムフレキ	65A	2

(PU-1) 加圧給水ポンプユニット吐出側		数量
バタフライ弁	100A	1
二山ゴムフレキ	100A	1
仕切弁(JIS5K)	50A	1

**給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図(改修後)**

◎特記

- 図示-----部分は既設そのまま再利用とする。
- 図示 ※ 部は既設接続を示す。
- 作業用足場については建築足場を利用とする。
- 図示 部はコンクリート溝ハツリ、補修<本工事>を示す。

TITLE	DATE	NO
令和8年度 ホテルリビエラしきい受水槽更新工事		P-04
NAME	SCALE	
給排水衛生設備 受水槽廻り詳細図(改修後)		1/50
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎